

新潟市から転出する妊婦・産婦の皆様へ



転出日当日に妊婦・産婦健康診査、新生児聴覚検査を受診する場合、新潟市の受診票が**使用できない**ことがあります。下記の内容を確認してからご使用ください。

区民生活課で記載した転出届の転出予定日はいつですか

受診日と同日またはそれ以前の日付で転出予定日を記載した場合、新潟市の受診票は使用できません。

新潟市の受診票が使用できない場合

8月1日に健康診査・聴覚検査を新潟市の医療機関で受診した。
その日のうちに、新潟市の区役所で**転出予定日8月1日**の転出届を出した。
8月2日に転出先自治体に転出証明書を提出し、**転入日を転出予定日どおり8月1日**で申し出た。この場合、**7月31日までが新潟市民**となり、**8月1日から転出先自治体の住民**となります。そのため8月1日に新潟市の受診票は使用できません。

新潟市の受診票が使用できる場合

8月1日に健康診査・聴覚検査を新潟市の医療機関で受診した。
その日のうちに、新潟市の区役所で**転出予定日8月1日**の転出届を出した。
8月2日に転出先自治体に転出証明書を提出し、**転入日を8月2日**で申し出た。
この場合、**8月1日までが新潟市民**となり、**8月2日から転出先自治体の住民**となります。この場合は8月1日の受診について、新潟市の受診票が使用できます。

※マイナンバーカードで転出手続をした場合、転出証明書は発行されません。

新潟市の受診票が使用できないと判明するのは、該当する健康診査の約2か月後です。判明した段階でご連絡いたします。新潟市が支払えなかった健診料は、転出先自治体が支払うこととなりますが、転出先自治体への連絡は**ご自身**でしていただくこととなります。なお、転出先自治体が健康診査や聴覚検査の助成を実施していない場合は、自己負担となりますので、ご了承ください。



担当 〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市こども未来部こども家庭課母子保健グループ

TEL 025-226-1205

FAX 025-224-3330